

令和元年度第7回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 令和元年10月21日（月） 13時30分開会
14時30分閉会

◇ **開催の場所** 教育委員会室

◇ **出席者**

教育長 杉元 羊一
委員（職務代理者） 津曲 貞利
委員 小栗 有子

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	小倉 洋一	教育部長	大脇 俊朗
総務課長	森崎 浩文	施設課長	米盛 光明
文化財課長	池田 雅光	美術館副館長	久保田 稔
図書館副館長	有満 弓恵	学務課長	辻 慎一郎
学校教育課主幹	今井 誠	保健体育課長	竹之下 浩徳
青少年課長	楠原 豊	生涯学習課長	牛堀 隆弘
少年自然の家所長	永吉 眞一	中央学校給食センター所長	川口 孝

◇ **書記**

総務課主幹 堀田 竜也 総務課主査 梅山 寛之

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
 - 定第 3 2 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免について〕
 - 定第 3 3 号議案 令和元年度鹿児島市教育委員会活動の点検・評価の件
 - 定第 3 4 号議案 鹿児島市文化財審議会委員の委嘱の件
 - 定第 3 5 号議案 鹿児島市立幼稚園園則一部改正の件
- 6 報告事項
 - (1) 「市立小学校安全配慮義務違反に関する損害賠償請求事件」の判決について
 - (2) 市議会関係の審議結果等について
 - (3) 教育委員会関係の主な行事について
- 7 その他
- 8 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 それではただいまから、令和元年度第7回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

教育長 本日は、桃木野委員と立元委員が所用のため欠席されていますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。
本日の会議録署名は、小栗委員と私が行いたいと思います。

4 会議の公開等について

教育長 次に、会議の非公開についてですが、本日審議する定第34号議案は、人事・人選等に関する案件、報告事項(1)は個人情報の保護を要する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思います。また、定第32号議案は、人事異動に係る代決処分の案件となっておりますが、10月1日付ですでに発表となっている内容であることから、公開の扱いとしたいと思います。ご異議ありませんか。

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

5 議案

定第34号議案 鹿児島市文化財審議会委員の委嘱の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(1) 「市立小学校安全配慮義務違反に関する損害賠償請求事件」の判決について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第32号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免について〕

原案可決

教育長 次に、定第32号議案につきまして、森崎総務課長、説明をお願いいたします。

事務局（総務課長） 議案綴りの1ページをご覧ください。「定第32号議案 代決処分承認を求める件」は、鹿児島市教育委員会の事務局及び教育機関の職員の任免について、参照にございますように教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づきまして、代決いたしましたので、同条第2項の規定によりまして、これを報告し、教育委員会の承認を得ようとするものでございます。内容につきましては、2ページをご覧ください。今回の人事異動は、今年の夏に開催されました南部九州高校総体の業務が減少したことによりまして、令和元年10月1日付けで保健体育課の事務職員を減員したことによるものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの人事異動についての説明につきまして、何かご質疑ございますでしょうか。

教育長 なければ、定第32号議案については原案どおりとすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。



定第33号議案 令和元年度鹿児島市教育委員会活動の点検・評価の件

原案可決

教育長 次に、定第33号議案について、同じく森崎総務課長、説明をお願いいたします。

事務局（総務課長） 議案綴りの3ページをご覧ください。「定第33号議案 令和元年度鹿児島市教育委員会活動の点検・評価の件」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づきまして、令和元年度の鹿児島市教育委員会活動の点検及び評価を行い、その報告書を別紙のとおり作成するとともに、鹿児島市議会に報告書を提出し、公表しようとするものでございます。別冊の、定第33号議案関連資料と右上に書いてございます資料をご覧ください。差し替えがございましたので、申し訳ございません。そちらをご覧ください。このほど、公表に向け報告書の形で整理しましたので、本日は内容のご確認をお願いするものでございます。まず、1ページをお開きください。1に制度の趣旨、2に今年度の点検・評価の対象につきまして記載しております。2ページをお開きください。3に実施フロー図、4に教育行政評価会議につきまして、説明を記載しております。3ページは今回の評価対象の事業一覧とその評価を記載しております。4ページをお開きください。4ページから5ページにかけては、教育委員会によります二次評価の総評と個別

事業における提言を記載しております。これらにつきましては、皆様からいただいたご意見をベースに原案を作成したところでございます。次に、6ページをお開きください。教育行政評価会議でいただきました、ご意見の総評を記載しております。7ページから11ページにかけては、教育行政評価会議の個別事業に対する主な意見を記載しております。そして12ページをお開きいただきまして、12ページ、13ページは個別の事務事業評価シートの見方を記載しております。14ページから19ページにかけては、全ての事業にかかる個別の事業評価シートを一覧で記載しております。20ページ、21ページは参考資料として、点検・評価の実施要綱等を記載しているところでございます。以上が報告書の内容となります。本日議決をいただきましたら、報告書として整理、印刷をした上で、今月末に市議会に提出する他、ホームページ等で公表する予定としております。ご審議につきまして、どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 先日も津曲委員からの書面で公表いただきまして、委員の皆様で、それを含めて様々なご意見をいただきました。その内容については、基本的には4ページ、5ページのほうに教育委員会における二次評価（最終評価）として、事務局の方でまとめさせていただいておりますので、主には4ページ、5ページの内容になるかと思えますし、またその他でもご意見等があれば、案でございますので反映できるのではないかと考えております。まず、4ページ、5ページのほうに総評と個別事業における提言ということで、繰り返しになりますけれども、先日の教育委員会でのご意見等を踏まえて、まとめたものでございます。総評と個別事業、関係がありますので全て一括してご意見を賜りたいと思っております。

教育長 総評の前半の方は、A評価ということで引き続き改善に努めながら継続するというところの具体的な改善の視点、方策について、後半の3行につきましては、教育行政評価会議の外部のご意見を、評価を受けながら行っているわけですが、そこで示されたデータ等も併せて教育委員会での二次評価の段階でも可能な限りデータを示すことで、教育行政評価会議での意見の内容の理解が図れるのではないかと、というご意見を基に記載してあるものかと考えております。

委員 このフォーマットというのは、ずっとこの形なのですよ。

教育長 項目的には変わっておりません。

委員 この評価の目的を拝見した時に、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくということですが、市民への説明責任ということ、やったことが何なのかということが、まず一つあると思います。その上で評価があって、教育行政評価会議の意見は、改善点が主に書かれているのかなという気がしました。それで、やったことということで、14ページ以降にあるように評価をしました。そして、継続なんだけれども改善点として4ページ、5ページのところにあるようなこと、最後に教育委員会の評価というのがありますが、何も知らない人が見た時に、少し理解しづらいのかなという印象を持

ちました。それと教育委員会による二次評価については、2は評価で、3、4は意見ですよね。そうすると、評価というのが6ページ以降のものを総括した内容になっているみたいなんですね。というのは、4ページに「ホームページ等での多言語による情報提供」という文言がありますが、それが教育行政評価の方の文言と重複しているんですね。その重複していることが対外的に見た時に、それがかなり強調されて議論されたと捉えるのか、内容そのものというよりも、2、3、4、5、6ページをどのように見たほうがよいのか、ということを少しご説明いただきたい。

教育長 資料の流れや構成を市民への理解ということで考えた場合、いかがでしょうか、というような説明をいただければと思います。

事務局（総務課長） 2ページの左上に「実施フロー」の掲載をしておりますが、まず、流れとしては「一次評価」が担当課であって、その後「評価会議」で意見を聴取、「二次評価」、そして「報告」という形になるんですけども、この資料の流れからいきますと、まず、私どもとしては、4ページに結論と言いますか、「最終評価」を出しました。そして、その後に、「教育行政評価会議の意見」を出して、そして、細かいものをあぶり出していく、というような流れでさせていただいたところですよ。おっしゃるとおり、時系列的に並べるやり方も考え方としてはあるかと思いますが、今回、私どもが採った方法としては、まず、最終評価を最初に出して、その次に評価会議のご意見とか、あと詳細な結果と個別事業の意見、そしてシート、というような流れにしたところでございます。

教育長 構成としては少しフロー図を意識しながら、それを逆に遡るような意図だということでしょうか。

事務局（総務課長） はい、その通りでございます。

教育長 「ホームページでの多言語対応」という文言ですが、教育行政評価会議と教育委員会の二次評価と表現が同じということについて、委員から重複に対してのご意見がありました。それについては総務課としてはどう考えていますか。表現が同じだということについては。

事務局（総務課長） これにつきましては、評価会議でも意見が出ましたし、教育委員の中でも話題になりましたので、両方掲載ということになりました。これを一番重要視しているという趣旨ではございません。

委員 読みやすさでいうと、7ページに「継続」という評価があって、そしてその理由があって、こういった意見がありました、というようなものがあつたほうが、読み手としては分かりやすいかなと思いましたが。後ろの表の中でどこを見たら7ページに繋がるのか、というところが少し見づらいかなと思いましたが。

教育長 今の話は、7ページ以降に個別事業に対する主な意見があって、一括して出ている3ページの評価を7ページ以降の個別事業のところにも評価を加えてはどうか、ということでしょうか。

委員 今回、特にここを変えるという必要はないです。

教育長 今後の参考という意味でも今の委員のご意見というのは、7ページの事業名に再度、評価を掲載して、例えば、ここに3点ずつ意見が書いてあって、それ

に関連した資料が14ページ以降のどの部分に繋がっているのか、というように各資料が確認出来やすい、という意味で捉えてよろしいでしょうか。学力の事とかが書いてあった時に、個別事業の数値資料のどこを見れば良いのか、あるいは「13ページ、14ページを見てください」というような個別の項目の繋がりを記載する。そういう風に捉えてよろしいでしょうか。

委員 各評価理由のところに継続理由がありますよね。そこに必要である、重要である、ということが書かれているんですけども、それを今後、どのように改善していくのか、というところが評価理由の右に本来必要なのではないかと思います。

教育長 去年までは、順序としてはこの個別評価シートが先に出てきたんでしょうか。今回、フロー図を逆にして、ということでしたが。構成の違いという意味では。

事務局（総務課長） これにつきましては、このシートはもう少し前に出していました。

教育長 シートを見てもらってから、行政評価委員会の意見とか、今回その前後が入れ替わったということですね。

事務局（総務課長） そのとおりです。

事務局（総務課長） 一つ補足をしてよろしいでしょうか。

教育長 はい、どうぞ。

事務局（総務課長） 14ページから後にあります個別の評価シートですけども、評価理由ということで継続でその理由をいろいろ書いておりますけれども、この評価理由につきましては、一次評価であります教育委員会事務局の各課で入れたものでございます。

教育長 この「A」と最初に書いてある全ての二次評価の段階の「A」がたまたま一致しているけれども、実は評価者が違うということですね。

事務局（総務課長） はい、そのとおりです。

教育長 そこは、もう少し分る形で。14ページの「5 個別の事務事業評価シート（概要）」と書いてあるので、確かに言われてみると誤解を招くような気がします。少なくとも、今、小栗委員からは今後ということでしたけれども、今出来る作業としては、この14ページの個別の事務事業評価シートのところに一次評価とか、何か入れるようにすれば、この評価結果一覧のものとの位置づけが少し整理されるのかなという気がしますけれども。そこは可能でしょうか。

教育長 これは様式自体は本庁内で決まっているんでしょうか。首長局含めて。

事務局（総務課長） はい、様式は決まっておりますので。掲載の仕方について、出来るのかどうか検討させていただければと思います。

委員 14ページ、15ページに二次評価と書いてあるんですけども。フォーマットは確定ということなんですけれども、理解としては、二次評価の部分をとって、6ページの教育行政評価の二次評価という流れではどうでしょうか。評価理由の継続理由というのは、一次評価であるという話をされましたよね。

事務局（総務課長） はい、この評価理由につきましては、一次評価の理由です。

委員 二次評価の結果が、意見の内容よりは、その前にあるわけですね。少なくとも、14、15ページはその部分が、二次評価が残っているので、むしろ二

次評価を前に持ってこれるのであれば、それで良いのでは。

教育長　　という意味でいくと、ひょっとしたら前回までの資料はそのようになっているかもしれないけれども、14ページのところが、せめて4ページ、5ページの後ぐらいに来たほうが落ち着くのかなもしれないですね。3ページの評価結果一覧は実質的な評価結果ですので。二次評価ということの意味していると思うので。そして行政評価会議の意見というのは、個別評価の後になる可能性もある。ひょっとしたら昨年度はそういう形になっていたのかなもしれないですね。

教育長　　昨年度の形はまだ確認できませんか。ちょっと見せてもらってもいいですか。

教育長　　違うのは、今、お手元にある7ページの「行政評価会議の個別事業に対する主な意見」のところからですね、昨年度は、「個別評価シートの見方」が入って、「個別評価シート」が入っておりますね。そして、「個別評価シート」の後に、「教育行政評価会議の個別事業に対する主な意見」というのがあったので、事務局担当課は、「教育行政評価会議の意見（総評）」と「各主な意見」が分離された形だったので、「教育行政評価会議の意見」と「個別事業の意見」をくっつけた関係で、必然的に「個別事務事業評価シート」が後ろにきているという流れのようでございます。

教育長　　この構成自体は庁内では決まっていはいないんですね。先ほどのシートはフォーマットは決まっていますが。

事務局（管理部長）　事務局からよろしいでしょうか。

教育長　　はい、どうぞ。

事務局（管理部長）　市民の目で見えていかかな、というのが内部でありまして。例えば、2ページの「3 実施フロー」というところをご覧いただきましたけれども、昨年は、「一次評価」から、いきなり「二次評価」というところに飛んでまして、「教育行政評価会議」というワンステップがきちんと明記されていませんでした。そこは入れてあります。それともう一つ、「二次評価（最終評価）」とありますけれども、これまでは「二次評価」というところまでしか書いてなくて、片や4ページの上の方には「二次評価（最終評価）」とありますけど、そこは「最終評価」となっております。例えばこのようにですね、あまり内容をご存じない方が見られて、少し戸惑うのでは、というところがあったものですから。そして先ほど教育長から申し上げましたように、そういう目を見た時に、一つの考え方としては、時系列で「一次評価」はこうなった、その間に、「評価会議」があって、それはどうなった。そういうのを全て踏まえて「最終評価」がどうなった、という方法もあるんじゃないかということも当然検討いたしました。ところがそうしますと今度は、今問題になっております、14ページ以降の「シート」の扱いをどうするかということにぶつかってしまいました。「シート」はおっしゃる通り、右側の「一次評価結果」と「二次評価結果」というのだけあって、ここには「評価会議の評価」というのは、一切入っていないわけです。しかも、右の「評価理由」というのは、何の評価かということ、担当課の一次評価ということで、非常にこの辺が見づらいなというのが正直なところでございます。ただ、この表自体は、点検・評価と行政改革の表が別途

で、市長部局と違いはあるんですけども、基本的には同じ様式で、評価会議でお話ししてありますので、このところは今回は踏襲せざるを得ないかなと。そういう範囲の中で少し手を加えたんですけども、まだ今一つ、ご指摘の通りすっきりしないかなと私どもも思っておりますので、これは来年度に向けてまた検討させていただければと思っております。

委員 はい。今おっしゃっていただいたように、4ページ、5ページ、6ページは非常に分りやすくなっているかと感じました。

教育長 3ページのところは、「評価結果一覧」と書いてあるんですけども、今の説明を聞くと「最終評価一覧」ということも言えるわけですね。

事務局（総務課長） はい、その通りです。

教育長 まず、しっかりと最終はこれですよ、ということで、あとはそれに至るプロセスとして教育行政評価会議のご意見、そして個別シートの中には、一次、二次と入ってくるんですけども。そういう形で今回は整理させてよろしいでしょうか。

委員 はい。

教育長 それでは、3ページの「評価結果一覧」のところを「最終評価」とされるか、「二次評価（最終評価）」とされるか、何らかの形でしっかりと明確に、これが結論ですよ、という形にさせていただくことで、結果をしっかりと説明して、あとそれを補足するという形で微調整させていただきます。委員の皆様、よろしいでしょうか。

（よろしいの声あり）

教育長 ありがとうございます。その他、何か、この点検・評価報告書の件でございませうでしょうか。

（なしの声あり）

教育長 次年度への課題も含め、今回の元年度の教育委員会活動の点検・評価報告書については、3ページの1の評価結果一覧の項目を修正することを踏まえて、原案どおりとすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

教育長 ありがとうございます。ご異議もないので本件は、ご意見を参考に原案を修正したいと思います。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第35号議案 鹿児島市立幼稚園園則一部改正の件

原案可決

教育長 次に、定第35号議案につきまして、学校教育課 今井主幹、説明をお願いいたします。

事務局（学校教育課主幹） 本日、下江課長の出席が叶いませんでしたので、代わりにご説明いたします。資料は7ページから9ページでございます。「定第35号

議案 鹿児島市立幼稚園園則一部改正の件」につきまして、ご説明いたします。今回、鹿児島市立の4幼稚園に関する事務を補助執行しております健康福祉局より、来年4月からの宮川・皆与志・松元の3幼稚園における3年保育の実施に伴う修業年限および入園資格者につきまして、該当箇所の条文改正並びに同園則中の除籍要件について、条文の整理を行いたいとの要請がございました。なお、宮川・皆与志・松元を除く残り1園の桜峰幼稚園につきましては、既に3年保育を実施しております。資料の7ページをご覧ください。鹿児島市教育委員会事務委任等規則第2条第1項及び第2項の規定により、「教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する事」については、鹿児島市教育委員会が行うこととなっておりますので、条文改正についてお諮りするものです。詳細につきましては、資料の9ページ、鹿児島市立幼稚園園則新旧対照表をご覧ください。第3条と第8条について、現行の下線部分を削除し、改正後の条文に改めるものでございます。第13条については、本年10月より実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、今後、保育料の滞納者が皆無になる見込みであることから、2号要件を削除し、改正後の条文に整理するものでございます。なお、改正内容の施行日については、令和2年4月1日となります。以上で説明を終わります。

教育長 現状は健康福祉局の所管になりますが、委任事務ということでこのような手続きが教育委員会に求められているということですが、ただいまの説明につきまして、何かご質疑はございませんでしょうか。

教育長 よろしいでしょうか。ご質疑はございませんでしょうか。
(なしの声あり)

教育長 それでは、定第35号議案については原案どおりといたします。

教育長 次に、報告事項に移らせていただきます。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(2) 市議会関係の審議結果等について

教育長 報告事項(2)(3)を、一括して小倉管理部長、説明をお願いいたします。

事務局(管理部長) それでは、議案綴りの10ページをご覧ください。「報告事項(2)市議会関係の審議結果等について」ご説明いたします。令和元年第3回市議会定例会が9月4日から30日までの27日間、開会されました。本会議の代表質疑及び個人質疑におきましては、教育委員会に関しまして、約150問の質疑がなされております。主なものは、全国学力学習状況調査、教職員の働き方改革、警察からの捜査関係事項照会に対する個人情報提供の取り扱いに関する事、などがあったところでございます。



(3) 教育委員会関係の主な行事について

事務局（管理部長） 次に、「(3) 教育委員会関係の主な行事について」ご説明いたします。明日、10月22日は即位礼正殿の儀に伴う慶祝事業がございますが、それに伴いまして、美術館及びふるさと考古歴史館の常設展の観覧料を無料とし、科学館など4つの施設の入館料を無料といたします。11月3日、文化の日も、ただ今申し上げました施設について、例年通り施設無料開放を予定しております。以上でございます。

教育長 この两件につきまして、お聞きになりたいことがありましたらご質問いただければと思います。

（なしの声あり）

教育長 最後に、委員の皆様から何か事務局に、あるいは情報提供を含めて何かございますか。

（なしの声あり）

7 その他

教育長 それでは最後に、事務局から何かありますか。

事務局 次回の日程についてご案内いたします。次回の教育委員会定例会は、11月21日（木）17時30分からを予定しております。以上でございます。

8 閉会

教育長 それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

【以上】